

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年11月15日開催 生命保険協会]

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制について

- 金融庁では、経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）について、2020年6月の有識者会議の報告書公表以降、毎年その検討状況等を公表しており、直近では、本年5月に残論点の方向性を公表した。
- こうしたこれまでの方向性に従い、2024年10月31日（木）に、新規制に関する法令等のパブリック・コメントを開始した。公表した法令の改正案等に関するご意見は、2024年12月2日（月）まで受け付けている。
- 今般改正案等を公表したことは一つの節目であり、これまで貴協会及び各保険会社より賜った多大なご助力に感謝申し上げます。
- 今後も2025年度の導入に向けて着実に準備を進めていく予定であり、各保険会社におかれては、新規制への移行が円滑に行われるよう、引き続きのご協力をお願い申し上げますとともに、必要な態勢整備を進めていただきたい。

2. 令和6年11月8日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年11月8日からの大雨にかかる災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、鹿児島県に災害救助法が適用されたことを受け、九州財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

3. 10月G20及びG7財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

- 2024年10月23日から24日にかけて、ワシントンD.C.においてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。
- ・ まず、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼルIII枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、再確認された。
- ・ ノンバンク金融仲介（NBF）I）に関しては、その脆弱性に対処し、強靱性を向上させるための、FSB等の作業が支持された。NBF）I）におけるレバレッジによる脆弱性に対処するための勧告への期待が示されるとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係るFSBの政策勧告及びマネー・マーケット・ファンドの強靱性に係る政策勧告の実施が支持された。
- ・ クロスボーダー送金に関しては、グローバルな目標を達成するための「ロードマップ」の適時かつ実効的な実施へのコミットメントが再確認された。
- ・ 暗号資産に関しては、「暗号資産政策実施に関するG20ロードマップ」に関する最初の状況報告書が歓迎された。また、金融活動作業部会（FATF）基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi、ステーブルコインやP2P取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が再確認された。
- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に基づいた、2024年の「G20サステナブルファイナンス報告書」が支持された。また、採用は任意であるが、金融機関及び企業向けの「信頼性があり、強固で公正な移行計画に関するハイレベル原則」が歓迎された。
- また、2024年10月25日にG7財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明では、金融関連の主な内容として、上記の論点に加え、
- ・ サイバーセキュリティに関して、サイバー脅威への対応能力を強化し、将来に備えるためのG7サイバー専門家グループの作業が歓迎された。この点において、2024年4月に実施したクロスボーダー協調演習が成功裏に完了したことが言及された。

- 2024年12月から南アフリカがG20議長国を、2025年1月からカナダがG7議長国を務める予定。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

4. 国際資本基準(ICS)の最終化等について

- 金融庁の有泉金融国際審議官が議長を務める、保険監督者国際機構（IAIS）の執行委員会において、保険分野における国際的な資本基準であるICS（Insurance Capital Standard）が承認された。
- 今般、年内の最終化に向けて大きな進展が得られたことは、特筆すべき点である。ICSが最終化されれば、資本規制枠組みの収れんが進むことで、日本の国際的に活動する保険会社にとっても公平な競争条件を確保することにつながる。
- 今後は、2024年12月に南アフリカ・ケープタウンで開催予定のIAIS年次総会において、ICSの採択が提案される予定である。
- また、IAISは、ICSの最終化の承認と併せて、米国合算手法とICSの比較可能性評価に関する結論を出している。詳細については、IAISのプレスリリース（仮訳）をご覧ください。
- ICSの最終化という目標の下、皆さんにご協力いただいたことに改めて感謝申し上げたい。ICSの採択及び実施に向けて、引き続き、国際的な議論に貢献してまいりたい。

5. 「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」の成果物の公表について

- 量子コンピュータが実用化されると、現在広く利用されている公開鍵暗号の安全性が損なわれる（危殆化する）ことが指摘されており、耐量子計算機暗号（Post-Quantum Cryptography、PQC）への移行に向けた検討が国内外で始まっている。

- こうした中、金融庁において、PQC への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について関係者と検討を深めるため、「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」※(以下「本検討会」)を2024年7月から10月にかけて全3回開催した。

※ 本検討会には、3メガバンクや預金取扱金融機関に係る業界団体の代表者や暗号に関する有識者等がメンバーとして参加し、オブザーバーとして金融 ISAC、CRYPTREC 事務局、FISC、日銀金融機構局、NISC が参加。

- 耐量子計算機暗号(PQC)への移行対応は、既存の暗号の危殆化によって脅威に晒され得る情報資産を洗い出し、重要性に応じて優先順位を付け、システム投資を行う必要があるなど、長期にわたり多大なリソースを要するため、経営陣のリーダーシップのもと、全社的な対応が必要である。本検討会は、預金取扱金融機関を想定したものだが、経営陣がリスクを正しく認識し、リスク低減策を適切に推進できるようにする観点から、本検討会の議論は預取以外の業態にも参考になるはずである。本検討会の議論を踏まえた成果物(報告書)を2024年11月中に公表予定であり、ぜひ一読いただきたい。

(金融庁ウェブサイト) <https://www.fsa.go.jp/singi/pqc/index.html>

6. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般(2024年9月27日)、最新版を公表した(1,050事業者を掲載)。

※なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則(2024年9月26日)」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

- 各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。
金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について

対話で確認していく予定である。

7. 気候関連金融リスクへの対応の実態把握について

- 今般、モニタリング部門に新設した「気候関連リスクモニタリング室」では、金融機関の経営戦略やリスク管理の枠組みにおける気候関連金融リスクの位置づけ、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等について確認していく。
- 先般、実態把握を目的としたアンケート調査を実施させていただいたところであり、対応に感謝申し上げます。
- 今後、アンケートで回答いただいた内容を基にヒアリングを実施させていただく予定であり、引き続きご協力をお願いしたい。

(以上)